

提出内容

受付番号： 495240128000000004
提出日時： 2024年9月18日14時15分

案件番号： 495240128
案件名： 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案に関する御意見の募集について
所管省庁・部局名等： 厚生労働省保険局医療介護連携政策課企画係
意見・情報受付開始日時： 2024年8月20日13時0分
意見・情報受付締切日時： 2024年9月18日23時59分

郵便番号： 634-8521
住所： 奈良県橿原市四条町840
氏名： NDBユーザー会 代表世話人 今村知明
連絡先電話番号： 0744-22-3051
連絡先メールアドレス： jim-ndbusers@ml.mri.co.jp

提出意見：

NDBユーザー会として提出させていただきます。

政令を変えるのは大変だけど、告示を変えるのはそれほど大変ではないというイメージがあります。そのため、限度額を政令で定めて、利用額を告示で示すのは納得できますし、リーズナブルな運用だと思います。

その一方、今回の告示案で示された利用額は、政令案で示された限度額の最大値になっているように感じます。特に円安・ドル高基調で、日本でも物価・人件費上昇していることを踏まえると、また近い将来、再値上げがあるのではないかと感じます。

研究者としては安いに越したことはないですが、NDBの研究利用を持続可能なものにするための値上げは仕方ないとも思います。しかし、手数料額によって研究者側も右往左往するため、頻繁な手数料額の変更、特に政令を改正するような手数料額の変更は、何卒控えていただけることをお願いしたいです。